

令和5年12月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年12月6日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和5年12月6日(水) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和5年12月6日(水) 午前10時11分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第125号	令和5年度鴻巣市一般会計補正予算（第8号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)		(財務部)	
市長政策室長	藤崎 秀也	財務部長	谷 広明
市長政策室副室長	沼上 勝	財務部副部長	鈴木 誠司
秘書課長	中山 浩一	財政課長	高田 史
総合政策課長	富田 真久	資産管理課長	秋元 宏康
(総務部)		税務課長	原口 佳之
総務部長	岩間 則夫	収税対策課長	野口 高志
総務部副部長	関根 正	資産管理課副参事	山岸 晃
総務部参事兼			
職員課長	戸ヶ崎 徹	会計管理者	関口 泰清
総務部参事兼		会計課長	沼上 早苗
やさしさ支援課長	小川 裕子	監査委員事務局長	田島 盛明
総務課長	小倉 英樹	監査委員事務局副局長	鈴木 恵子
ICT推進課長	中根 哲	吹上支所長	岡田 和弘
契約検査課長	中越 好康	川里支所長	山縣 一公
総務課副参事	遠藤 美穂		
職員課副参事	小林 健介		
		書 記	國島 清文
		書 記	星 圭也

(開会 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。金澤孝太郎委員と茂利博之委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分の議案1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

この方法でご異議はございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算書のページ数と事業名等を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(茂利) 17ページの小学校施設改修事業者について質問させていただきます。

老朽化が進んでいる本市の小中学校の改修の借入れの基準をお伺いいたします。

(財政課長) 老朽化が進んでいる小中学校の改修の基準ということですが、小中学校に対しての地方債を活用する基準ですが、小中学校の大規模改修等には学校施設改善交付金(P.4「学校施設環境改善交付金」に発言訂正)などの国庫補助金がございます。このような補助金に該当になる場合には学校教育施設等整備事業債が活用できます。また、補助対象経費に対して補助額を引いた額に対し地方債を充当する形になりますが、近年こちらの補助金の補助率が低いことと、市で考える改修では大規模改修に当たらず、補助の対象外になってしまうという状況です。このようなことから、本年度より、学校の改修には公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業に該当することが判明しましたので、こちらを活用しております。また、この地方債を活用する場合には、公共施設等総合管理計画の個別施設管理計画に位置づけられた公共施設であることが条件となっております。どちらの地方債においても償還額に対して30から50%が基準財政需要額に算入されることで普通交付税として市に交付されることとなりますので、市にとっては有利な地方債を活用するということが基準となっております。

以上です。

(田中) 9ページ、L G W A N接続系サーバー更新業務とはどのようなことかということと、1個ずつ聞いたほうがいいですか。では、取りあえずその内容についてお聞きします。

(ICT推進課長) L G W A N接続系サーバー更新業務の内容でございますが、庁内の職員が内部事務を行っておりますネットワークであるL G W A N接続系ネットワーク、それと行政専用のネットワークであるL G W A N、これを接続するために必要になるサーバー等を更新するものでございます。

具体的に申しますと、庁内のL G W A N接続系ネットワークに接続されたパソコン、これは職員が使うパソコンでございますが、このパソコンにウイルスの定義ファイルを一括で配付するためのウイルス対策サーバー、またL G W A N接続系ネットワーク内部のネットワークと外部に当たりますL G W A Nとの間、境界と言っておりますが、この境界に内部

と外部の通信を監視し、許可された通信のみ通過させる機能を持ちます。ファイアウォール、許可されない通信は遮断するといったような機能を有してございます。それと、L G W A N内で使用できるメールのためのメールサーバー、またサーバーやネットワーク機器のシステムログとされているものを収集するためのシスログサーバーと言われるもの、それと機器の設定や収集されたログを保存するためのバックアップ装置、これら機器等を更新する内容となっております。

以上です。

（田中）さっき私がちょっと説明聞き漏らしたのかどうか分からないのですが、実際やるサービスについて令和6年と言われたような気がしたのだけれども、それだったらまだここにのせなくてもいいのではないかなというふうに思ったので、実施時期についてお聞きします。

（I C T推進課長）当初予定をしておりましたのが令和6年2月稼働ということで当初予算に計上させていただいておりました。国のほうで今後、国や地方自治体のネットワークをより安全、また品質の向上というところの検討がされたところでございます。当初、L G W A Nを管理、運用するJ-L I S、地方公共団体情報システム機構というところで現在使っているL G W A Nから次期のL G W A Nへの更新というのが今年度4月、令和5年4月に予定をされていたというところでございます。この国の方針に基づきましてJ-L I Sのほうでも検討したといったところで、次期L G W A Nへの更新が先延ばしになりました。今回、先月、令和5年11月末に次期L G W A Nの構築運用業務の事業者が決定するといったことがありまして、またその仕様について、今回私どもで調達しようとしている機器、これに必要な情報というのが今月、令和5年12月の中旬以降に情報提供されるといったような話がございましたので、その次期L G W A Nに適した機器で更新をしたいといったところもありましたので、今回、令和6年10月末、11月稼働での更新ということで見直しをさせていただいたところではあります。

以上です。

（田中）次に、もう一点質問を出しているのですが、16ページの

財政調整基金繰入金8,000万円がのっていると思うのですけれども、前に1億2,000万多分あったと思うのですけれども、それで合計で2億円だったかと思うのですが、その辺の内容についてお聞きします。

(財政課長) 2億円にしたというところの部分に関してですけれども、財政調整基金繰入金につきましては、1,000万単位での繰入れとしております。今回8,000万円を繰入れいたしますのは、歳入調整からとなりまして、8号補正が承認いただけた場合は、予算上では合計2億円を繰り入れるという形になるという状況になるというところでございます。以上です。

(田中) 一応もうちょっと細かく、どういう目的でというのも答えていただければと思います。

(財政課長) 今回歳入的な部分ですと、地方債と、それに対しまして関係します国庫補助金関係というところがございます。実際、それ以外の部分、一財でやらなくてはならない部分がございますので、実質そこに充当するような形のものが今回財政調整基金で8,000万円充当されるような形になるという状況でございます。以上です。

(財政課長) 申し訳ございません。先ほど茂利委員さんに対する回答をする際に、学校関係の補助金というところで「学校施設環境改善交付金」と申しますところを「学校施設改善交付金」とお話ししてしまいましたので、そちらのほう訂正をお願いいたします。失礼しました。

(竹田) 3点質問いたします。

先ほど前任の方も聞いていましたが、L G W A N接続系サーバー更新業務委託というので9ページと、あと歳出のほうでは19ページに出ていますが、まずちょっとごめんなさい。委託先というのは何度か聞いていると思うのですけれども、ここはどこに委託をしているのか、まずお聞きをしたいと思います。

(ICT推進課長) 現在のL G W A N接続系サーバーの保守を委託している事業者につきましては、株式会社両備システムズになります。以上です。

(竹田) それで、このL G W A N、19ページのほうにL G W A N接続

サービス保守業務委託料ということで186万円（P.14「18万6,000円」に発言訂正）が増額になっています。これは何ゆえでしょうか。

（ICT推進課長）保守委託料の増額につきましては、当初2月1日から更新後の機器、これの保守委託料を計上しておりました。1月末までは現行の保守委託料ということでしたが、今回、更新時期の見直しに伴いまして、予定しておりました更新後機器の保守委託料を減額させていただき、現行機器の延長保守委託料2か月分を改めて計上させていただいた結果、増額となったものでございます。

以上です。

（竹田）先ほどの前任者の質問の中に業務決定した機器そのものの入ったのが令和5年の11月ということだったのですが、それがいわゆる電算機器システム借り上げ料の減額につながっているという理解でいいのかどうか確認をします。

（ICT推進課長）借り上げ料の減額でございますが、現行の機器につきましては令和5年1月末をもってリース満了となってございましたので、今年度の計上は現行機器の借り上げ料はございませんでした。当初、令和6年2月に更新の予定をしておりました更新後の機器の借り上げ料2か月分を計上しておりましたので、今回それを減額させていただくものとなります。

以上です。

（竹田）それで、LGWANネットワークというか、そのシステムというのは、そこにいらっしゃる方というのは、4階の入ったところ、階段から入ったところにそのスタッフの皆さんおられるのですか。それとも、ICT推進課の隣にもお部屋があって、そこにもいわゆる委託の業者の皆さんがいらっしゃいますよね。その部屋のどういうふうに使われているのかちょっと教えていただきたいと。みんな基本的にはその専門の人しか入れないようなシステムになっていますよね。その4階の2部屋にいる人の区別をちょっと教えていただきたいと思います。

（ICT推進課長）まず、1部屋ですけれども、ICT推進課の隣の部屋でございますが、こちらの部屋に今現在業務委託をしている業者が常

駐しております。内容としましては、基幹系システムの運用、管理、また帳票作成等の実際に現課の職員では難しいような処理を実施したり、それとあと通常の運用の範囲内の簡単なプログラム作成ですとか、そういった業務を委託している事業者がそこに常駐しております。

もう一部屋につきましては、特に人がいるわけではなく、機器等の設置された部屋ということになります。

以上です。

（竹田）いわゆる業務委託しているわけですから、基本的には業務委託したら日々の連携というのはないわけですね。この仕事していただきってお願いしたら、もう基本的には指揮命令権がないのですけれども、その連携というのはどうなっておられるのでしょうか。

（ICT推進課長）まず、今回のL G W A N接続系のサーバー更新に関しては、特に隣に常駐している事業者というのは、毎朝機器の稼働状況を確認するといったようなチェックをしているという内容を担っていただいております。通常は、基幹系の業務に関しまして、毎月各課から処理のスケジュールが出てまいりますので、それに基づいて処理を実施しているというような形になります。臨時的に発生した業務、打合せ等につきましては、委託事業者の会社のほうから今常駐している人の一人を一応代表者というような形で、その方を通して他の常駐している社員の方に指揮をしてもらっているというような状況でございます。

（竹田）それから、続いて地方債補正で、先ほどの学校の改修に伴う地方債補正だというのは分かったのですけれども、この地方債補正の金額が増になったという中には、働き方改革に伴う影響とか、物価高騰に伴う影響の部分が上乘せされているという中身になっているかどうか、それを確認したいと思います。

（資産管理課副参事）4表の地方債補正の小学校施設改修事業、こちらの内容でございますが、具体的には下忍小学校のプール塗装等改修工事を行うための補正でございます。先ほどの物価高騰に伴う影響ということなのですけれども、実際に本工事の設計におきましても、物価高騰に伴いまして工事設計金額も上昇傾向にあるなと感じております。そのた



め、設計金額を算定する際には最新単価を活用して設計しております。建築工事の場合、現在、埼玉県から毎月提供される最新の県単価、また刊行物の単価を利用する場合は最新刊の単価を利用しまして積算を行っておりますので、物価の高騰分に対応した積算ができていると考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。

続いて、先ほどの財政調整基金と、それから新型コロナウイルス感染症対策基金で、それぞれの残高を教えてくださいと思います。

（財政課長）今回の8号補正を承認いただいた場合の令和5年度末の財政調整基金の残高につきましては、約32億800万を見込んでおります。

以上です。

（総合政策課長）新型コロナウイルス感染症対策基金についてですが、今回の8号補正予算のご承認いただいたといたしまして、現在の執行状況を踏まえました年度末残高の見込みとしては、現在のところ約900万円を見込んでおります。

以上です。

（金澤）議案のほうはかなり少ないので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、先ほど18ページ、ネットワークシステムでL G W A Nの説明がございました。こういう債務負担行為を補正しますよという形の中で、その補正内容、やっぱりその辺の理由が一番重要だと思うのだけれども、皆さんが説明するときに、この理由、何で変更になったのだという理由を明確にお話ししていただかないと、それに対してこういうふうに委員さんのほうから質問が多く出るとい形になるのですが、その辺はどのようにお考えになっているのですか。私は、明確にするべきだと思うのだけれども。

（ICT推進課長）委員さんのおっしゃるとおり、内容につきましては明確にご説明するといったところが適切かと考えております。

以上です。

（金澤）今日はちょっとまだ時間があるから確認だけ、初歩的なものか

ら確認をさせていただきたいのですけれども、繰越明許費と債務負担行為が今回出ています。当然、決算期を迎えるとうこういうものが、債務負担行為とか繰越し、今年度は無理だから来年に引き延ばしますよという案件が多く出てくるなという感じはするのですけれども、政策総務だとこの内容について、中身については関係ないのだよね。うちの部署ではない。ただ、繰越明許費と債務負担行為についてだけちょっと確認をさせていただきたいのですが、繰越明許については今年度予算で歳出予算の中の経費で認められて、今年度無理だから来年度やるのだよという形で繰越明許は皆さん提出してくるという形で私は捉えているのだけれども、債務負担行為の場合には、通常だと、その事案で契約をして、契約はするけれども、それが次年度繰り越していくと何年から何年まで過ぎますよと。その中に継続費があるのだけれども、この継続費はまた別だよという形になっていると思うのですけれども、今回のこういう事案、債務負担行為の中で追加議案が出ています。それで、通常だと5年から10年とか、指定管理とかそういうのは当然納得できるのだけれども、例えば道路の反射鏡の令和5年度から6年度までとか、次の道路改修云々も5年から6年とかというふうな形。市営住宅が5年から6年度までという形で1年ずれるわけだよね。そうすると、繰越明許でもいいのではないのというところがあるのだけれども、その辺の仕分というのはどういう形で仕分けているのか教えていただきたいのですけれども。

（財政課長）それではまず、皆さんご存じの部分はあるかと思えますけれども、おさらいということで、債務負担行為と繰越明許費についてまずお話をさせていただきます。

債務負担行為は、地方自治法214条に規定された行為で、単年度でなく複数年度にまたがる事業を実施する際に、契約締結により将来発生する負担につき期間と限度額を決めることです。また、債務負担行為議決時は限度額を議決するだけですので、各年度での支出に当たってはその年度にて予算化する必要がございます。

繰越明許費は、地方自治法213条に規定された行為で、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出

を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰越しして使用することができる経費のことです。また、繰越明許費は、会計年度独立の原則を構成する2要素として、1つ目、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって賄うこと、2つ目、当該年度の歳出は当該年度中においてのみ執行し得ることとありまして、この後者の2の原則に対する例外を定めたものが繰越明許費となっております。

違いといいますと、債務負担行為は複数年度にまたがる予算化を約束するもので、当該年度には契約行為だけで支出は伴わないものです。また、繰越明許費については、当該年度に予算化し、支出も伴いますが、現年で事業が終了しない場合は残額を翌年度まで使用できるようにするもので、基本的には2年間で終了するという形のものになります。今回、道路の関係ですとか反射鏡というところのもの、あと水道の水質の管理というところにつきましては、年度当初からすぐ事業を起こしたいというところがございまして、それぞれ単価契約を早めにし、4月1日から速やかに事業を起こすために、今回債務負担補正という形でやらせていただいて、契約をし、翌年度に実際のお金は持って動くという形。ただ、もう4月1日から動くためにそういう形のことをしているというものになります。また、追加で行うデマンド交通ですとか、その辺りのものに関しては、実際もう一旦5台分ということで契約のほうはさせていただいているところなのですけれども、来年度から2台を増車するというようなご説明があったかと思うのですけれども、その分に関しまして、やはり4月1日から動くのと、一度契約して金額が確定しているものになっておりますので、その部分を増額というのは、過去に遡って債務負担行為をいじるということとはできないので、その分のある意味追加分を今回やらせていただくというようなところになっております。

以上です。

(金澤) そうしますと、まず確認なのですが、繰越明許補正とか債務負担行為、追加とか、この辺をこうやって取りまとめる、この部署はどちらがやっているのですか。

(財政課長) こちらのほう、予算をつくる上で財政課が取りまとめてお

ります。

以上です。

(金澤) 今年、今年度かな、埼玉県のある市で、繰越明許、債務負担、どっちかが記載がやっていなくて、ちょっと大きな問題で出てしまったのです。それもちょっと私の記憶の中にあるので、今回こういう質問をさせていただいているのですけれども、そうしますと各部署でこの事案はもう今年度無理だなという形で翌年度に続けるよという形になると、繰越明許の変更と追加という形になってくる。それと、債務負担行為の場合には、個人云々で契約はしているけれども、その後何年かずれてしまうよという形のあれが債務負担行為という形で我々は解釈しているのだけれども、その辺の繰越明許だ、債務負担行為、この辺のチェックというのは、これはでは管財のほうでなさっているというか、財務のほうでなさっているという解釈でいいですか。

(財政課長) 実際の債務負担行為の後年度の管理と申しますと、予算書の後ろのほうに債務負担行為の過年度という部分でのところで、実質支出の部分に関しては財政課でも確認はしております。

以上です。

(金澤) そうしますと、予算書の中の後段に記載してあるものについては、管財というか財務のほうで管理している。では、その以降のこの事業が今、今年度進めている中でこういう事案が出てくるというのは関係部署のほうから提出をするという形でいいのですか。そういうふうと考えておいて。

(財政課長) 実際その変更部分があるという場合は、各課よりお話があり、補正なりというところに対応せざるを得ないという状況になってまいります。

以上です。

(金澤) 私聞きたいのは、ダブルチェック体制がどうなっているのかなと、そういうところが聞きたかったのです。というのは、部課長ら辺から出てきます。その部署のほうから声上がって、今回出るのですよ、債務負担行為になる。では、それは財務のほうへ行く。財務のほうでもそ

れをチェックして、見直しして一覧表に入力するか、そういう形でやっているのでしょうか。確認です。

（財政課長）基本的にはそういう形で確認はさせていただき、不足分が発生したときは今回追加というような形で対応するという流れになります。

以上です。

（金澤）私、今回、時間等もあったので、こういう質問をさせていただきました。普通だと、繰越明許とか債務負担の話だと、意外とみんなスルーしてしまって事業はやっていくのですけれども、もう一度確認のために今回質問させていただきました。ありがとうございました。

以上です。

（中西）そうしたら、通告によりまして質問させていただきます。

9 ページ、債務負担行為補正の変更、L G W A N 接続系サーバー更新業務ということで、こちらが更新時期を見直したことによって補正ということなのですけれども、今後どのようなスケジュールになるとか、そういった見通しというのはあるのでしょうか、お伺いたします。

（I C T 推進課長）見直し後のL G W A N 接続系サーバーの更新のスケジュールでございますが、先ほども少しお話しさせていただきましたが、今回の調達に必要な機器の選定に必要な情報がまもなく中旬ぐらいには示される予定となっております。ですので、まずそちらを確認し、調達の仕様というのを必要であれば今後見直しをしていくというような形になります。また、今回の補正予算につきましてご承認をいただきましたら直ちに調達作業に入りたいと考えておりまして、今年度中、令和6年3月までには次期更新の事業者を決定したいと考えております。その後、決定された事業者において構築作業に入りまして、11月の稼働に向けて作業を進めていくというようなスケジュールを想定しております。

以上です。

（中西）それでは、続きまして9ページの地方債補正の小学校施設改修事業、前任者とちよつかぶる部分がありますので、確認の意味もちよつと込めての質問になってしまうのですけれども、なぜ起債したのかと

いうところが下忍小のプール改修工事に伴うものということなのですが、  
れども、これがどうしてこのタイミングでの起債になるのかという点と、  
起債メニューについて、公共施設適正管理事業債ということで、説明の  
中では、そのメリットとしては起債分の30%が地方交付税として市に戻  
ってくるのですよというような説明だったと思うのですが、そう  
いった理解でよろしいのかというところをお伺いいたします。

(財政課長) まず、起債を使うというのは、今回プールの改修を対象と  
する学校関連の補助金がないため、交付税算入のある地方債を活用させ  
ていただきます。

また、なぜこのタイミングなのかというところなのですが、  
今回、下忍小プール塗装等改修工事ということで、令和5年度当初予算  
に設計委託料を計上しております。また、設計が完了しまして工事費が  
判明したことと、令和6年の6月頃までにこちらのほうを完了させ、プ  
ール授業に間に合わせるために12月補正に計上するというものです。こ  
れに合わせ、年度を繰り越す形になりますので、第2表に繰越明許費補  
正ということで計上をさせていただいております。また、地方債メニュ  
ー活用するというので、今回、下忍小のプールにつきましては公共施  
設等総合管理計画の個別施設計画のほうに位置づけられた公共施設で  
すので、公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業というところが該  
当になりますので、こちらを活用させていただくと。

また、メリットにつきましては、やはり先ほど委員さんのおっしゃいま  
すとおり交付税算入がある、元利償還金の30%から50%というところが、  
約30%になるかと思いますが、基準財政需要額に算入でき、普通交付税  
として市のほうに交付されるというメリットがまずあります。また、地  
方債全体のことになるのですが、住民負担の世代間の公平の調整  
ということになりますので、将来の便益を受けることとなる後世代の住  
民と現世代の住民との間で負担を分割する、分かち合うということをも  
可能にしているものというのが地方債のメリットというふうに考えており  
ます。

以上です。

(中西) ありがとうございます。地方債を起債するというと、何か、あっ、また借金を増やしてしまうのかということころをちょっとネガティブに捉える部分もあると思うのですけれども、そういったメリットもあるということは分かりました。なかなか地方債メニューというのも何かなじみがなくて、難しい部分だと思うのですけれども、地方債メニューというものは一体どのように決められるものなのかお伺いいたします。

(財政課長) 地方債のメニューにつきましては、県が取りまとめております地方債マニュアル、あと出版社が発行しています地方債実務ハンドブック、またこの時期ですと総務省のホームページなどを確認しつつ、どの地方債が該当になるのかを検討し、予算計上いたしますが、前例などがあればこの地方債が該当になると、特に問題ないものもあります。不明点等がある場合は、埼玉縣市町村課へ問合せをし、活用が可能かを確認している状況です。

以上です。

(中西) そうしたら、続きまして28ページ、予備費なのですけれども、今年度予備費としてはどのようなものに使っているかということをお伺いいたします。

(財政課長) 予備費、今年度4件使用させていただいておりますけれども、まず1件目としまして、花久の里にて駐車場、屋敷周りの堀の浄化槽が故障してしまい、悪臭が発生、ヘドロが浮き始めている事象が発生しまして、浄化している浄化槽曝気装置が故障していたということで、こちらのほう早急な修理ということで対応をしております。

2番目としまして、やはりまた花久の里にて、うどん屋の厨房内の給湯管が漏水しまして、うどん屋の営業に支障があることから、こちらも緊急に修繕をさせていただきました。

また、3番目としまして、あしたば第二作業所の空調が故障しまして、こちらは緊急に更新、入替えをさせていただきました。

また、常光公民館図書館空調機がやはり故障してしまいまして、こちらも急遽なことで、新たに更新をさせていただいたという4件がございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 0 分)



(開議 午前 1 0 時 0 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(竹田) すみません。数字の訂正をお願いいたします。

19ページのICT推進課のネットワークシステム事業の委託料で、「18万6,000円」と言うべきところを「186万円」と言ってしまいました。「18万6,000円」に訂正をお願いいたします。

(財政課長) 冒頭の説明の中で、債務負担行為補正の関係のところなのですが、26件目の「道路改修工事」とお話しするところを「道路改良工事」と説明してしまいました。申し訳ございません。おわびして訂正させていただきます。失礼します。

(委員長) ただいまの発言の訂正は、委員長に一任願います。よろしくをお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第125号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第8号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。



( 挙手全員 )

( 委員長 ) 挙手全員であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦勞さまでした。

( 閉会 午前10時11分 )